

『個別の調剤報酬が分かる明細書』の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく

観点から、平成22年4月1日より領収書の発行の際に、

『個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書』を無料で発行することになりました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、

平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することになりました。

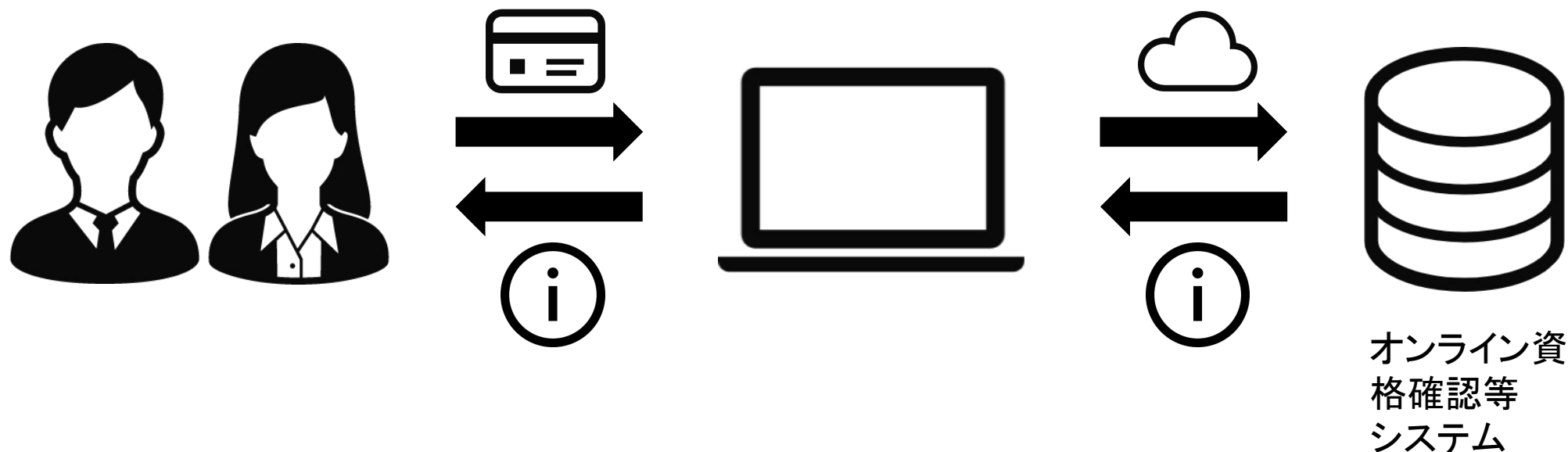
なお、明細書には使用した薬剤の名称や服用量などが記載されるものですので、

その点、ご理解いただき、**明細書の発行を希望されない方**は、

会計窓口にてその旨をお申し出ください。



情報通信技術を活用しています



当薬局では、オンライン資格確認システムを通じて患者の薬剤情報又は特定健診情報等を取得し、当該情報を活用して調剤等を実施できる体制を有しています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証のご利用について、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

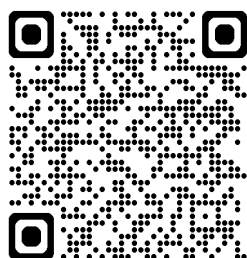
令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用を
お願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

介護保険サービス提供事業者としての掲示

利用者の皆様へ

当事業者の介護保険に関する取扱いは以下のとおりです。

・ 提供するサービスの種類

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

・ 営業日および営業時間

月曜～金曜 8時30分～17時00分

土曜 8時30分～11時30分

日曜・祝日 休み

* なお緊急時は上記の限りではありません。

・ 利用料金（介護保険負担割合1割の方）

■ 訪問1回につき 月4回まで算定

単一建物居住者が1人 518円

単一建物居住者が2～9人 379円

単一建物居住者が10人以上 342円

（特殊な利用者の場合は8回目まで算定）

※麻薬管理の必要な方は、上記金額に100円が加算されます。

※地域等の要件を評価した加算が算定される場合があります。

・ 情報通信機器を用いた服薬指導1回につき 46円

※所定の要件を満たした場合に料金が発生することがあります。

（介護保険負担割合2割の場合は上記金額が約2倍になります）

北海道知事指定介護保険事業所

番号 第01200348954号

クルミ薬局

指定居宅療養管理指導事業者 運営規程

日薬介護保険対策特別委員会作成 平成12年3月6日作成
日薬職能対策委員会 高齢者・介護保険等検討会 平成18年8月一部改定

（事業の目的）

第1条

1. クルミ薬局（指定居宅サービス事業者）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、クルミ薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

（運営の方針）

第2条

1. 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・保険薬局であること。
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

（従業者の職種、員数）

第3条

1. 従業者について
 - ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
 - ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
 - ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
2. 管理者について
 - ・常勤の管理者1名を配置する。但し業務に支障がない限り、クルミ薬局の管理者との兼務を可とする。

（職務の内容）

第4条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

(営業日および営業時間)

第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始(12月30日～1月3日)を除く。
2. 通常、月曜日から金曜日の午前8:30～午後17:00、土曜日の午前8:30～午後11:30とする。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条

1. 通常の実施地域は、札幌市の区域とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
 - ・処方せんによる調剤(患者の状態に合わせた調剤上の工夫)
 - ・薬剤服用歴の管理
 - ・薬剤等の居宅への配送
 - ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
 - ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
 - ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
 - ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
 - ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
 - ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
 - ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
 - ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
 - ・その他、必要事項(不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等)

(利用料その他の費用の額)

第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
- ~~3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。~~

・片道	〇～	〇km	〇〇円
・片道	〇～	〇〇km	〇〇円
・片道	〇〇km超		〇〇円

(緊急時等における対応方法)

第9条 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

1. クルミ薬局は、社会的使命を十分認識し、従業員の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、クルミ薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

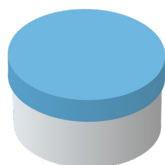
本規程は平成18年4月1日より施行する。



保険対象外の費用についてのお知らせ

当薬局では療養給付と直接関係のない以下の項目においては、実費で負担をお願いしています。ご了承ください。

薬剤の容器代



点眼容器 ○○円
水剤容器 30ml:○○円
60-500ml:○○円
軟膏容器 30g:○○円
その他:○○円

患者希望による一包化



1包につき
○○○円
(1日○○円まで)

在宅医療の交通費



片道○○kmにつき
○○○円

患者希望による 甘味料などの添加



1日分につき
○○○円

患者さん宅へ 調剤した薬の持参料



片道○○kmにつき
○○○円

患者希望による 服薬カレンダー



1日4回1週間分
○○○円

医療情報取得加算について

当薬局ではオンライン資格確認システムを活用し薬剤情報等を取得・活用することにより、質の高い保険調剤の提供に努めており以下のとおり医療情報取得加算を算定しています。

医療情報取得加算1(マイナンバーカード未利用)・・・ 6ヶ月に1回 3点

医療情報取得加算2(マイナンバーカード利用)・・・ 6ヶ月に1回 1点

マイナンバーカードの利用で調剤情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナンバーカード保険証の利用にご協力をお願いいたします。

※くわしくは薬局窓口にお気軽におたずねください。

医療DX推進体制整備加算について

当薬局では患者さんに質の高い医療を提供するために、医療DXを積極的に推進しています。具体的には、以下の取組を行っています。

- 1 オンライン資格確認を通じて取得した薬剤情報、特定検診情報等を閲覧又は活用し、調剤、服薬指導等を行っています。
- 2 電磁的記録による調剤録及び薬剤服用歴の管理を行っています。
- 3 マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- 4 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用し、医療DXに係る取組を行っています。
- 5 サイバー攻撃に対する対策を含めセキュリティ全般について適切な対応を行っています。

※くわしくは薬局窓口にお気軽におたずねください。

連携強化加算について

●当薬局では、以下の掲げる体制を整備し、連携強化加算を算定しており、第二種協定指定医療機関の指定を受けております。また、オンライン服薬指導の実施要領に基づき通信環境の確保をしております。要指導医薬品及び一般用医薬品並びに検査キット(対外診断用医薬品)を販売しております。

・新型インフルエンザ等感染症の発生時における体制の整備について

ア 感染症の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施(外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む)

イ 個人防備具を備蓄

ウ 要指導医薬品及び一般用医療品の提供、感染症にかかる対外診断用医薬品(検査キット)の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症の発生がないときから整備

・災害の発生時における体制の整備について

ア 災害の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施(外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む)

イ 自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医療品の供給または調剤所の設置に係る人材派遣等の協力を行う体制

ウ 地方公共団体や地域の薬剤師会等と協議の上で、当該保険薬局のみまたは当該保険薬局を含む近隣の保険薬局と連携して、夜間・休日等の開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制

※くわしくは薬局窓口にお気軽におたずねください。